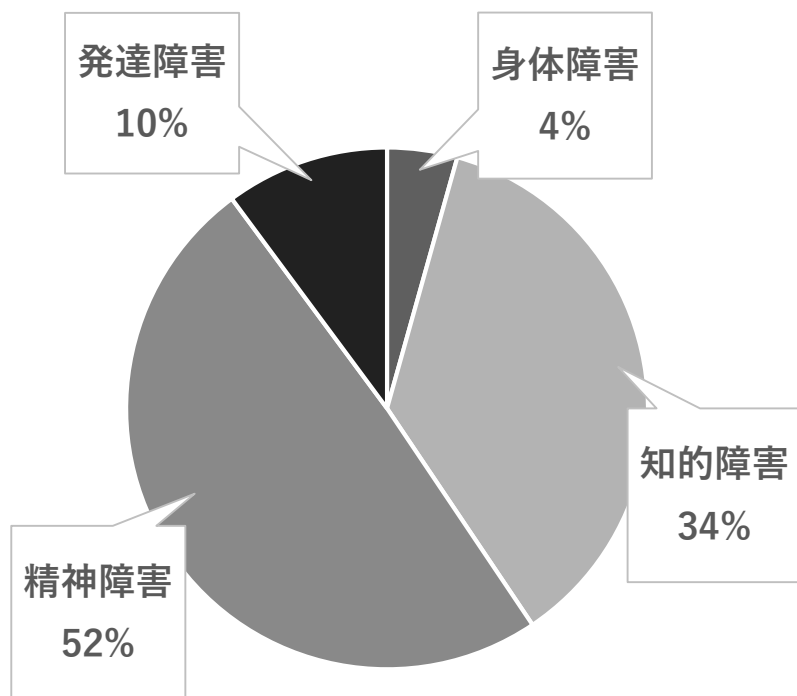


1. 緊急受入れに係る相談・調整

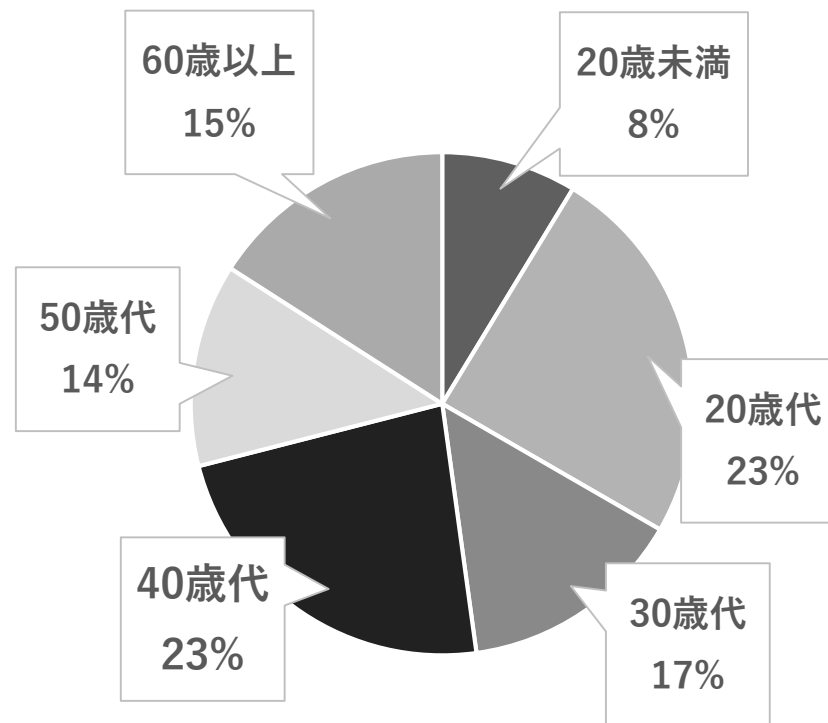
緊急受入れ数（R3.4.1～R5.12月末日時点）

延人数85名 実人数73名（うち男性43名、女性30名）

障害種別

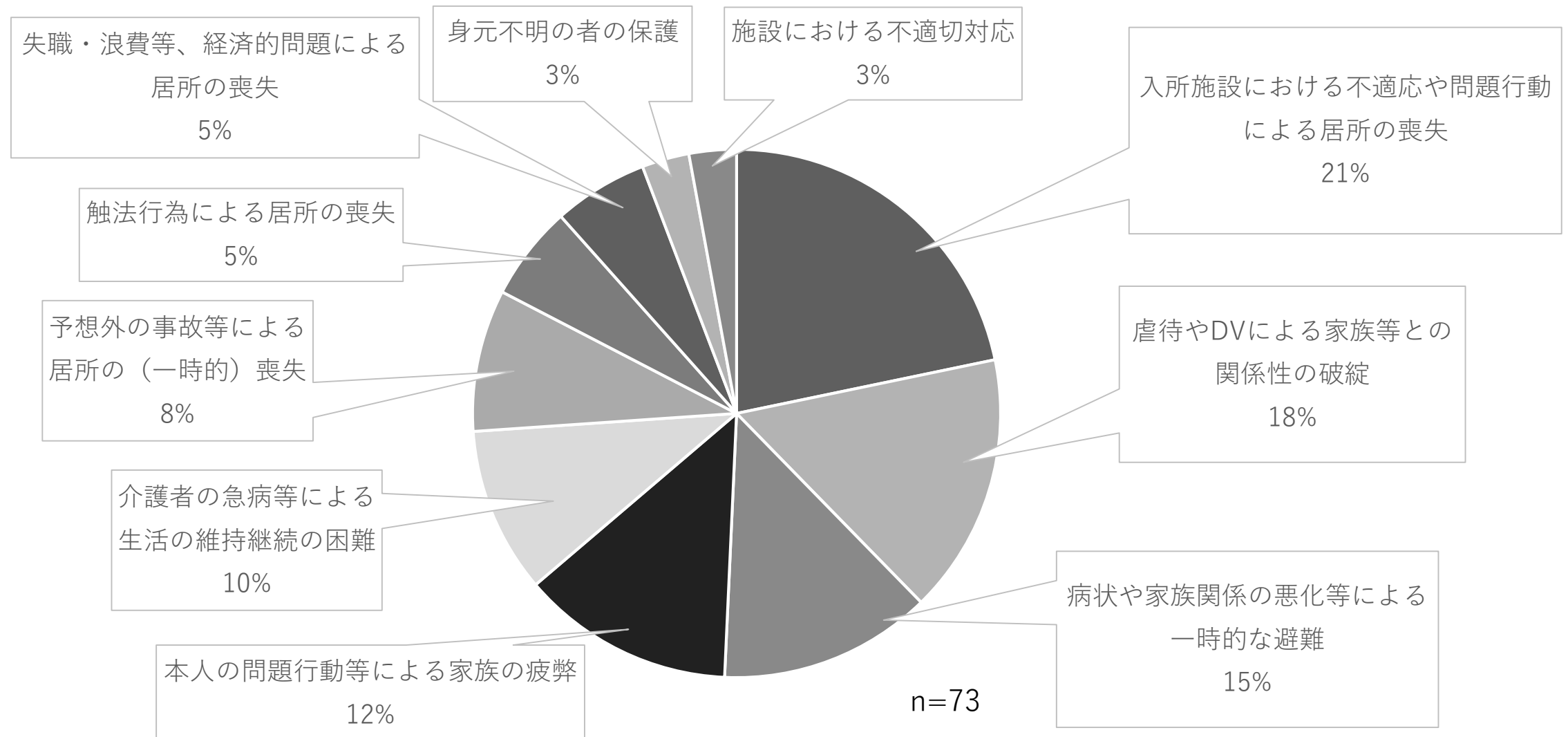


年齢層



1. 緊急受入れに係る相談・調整

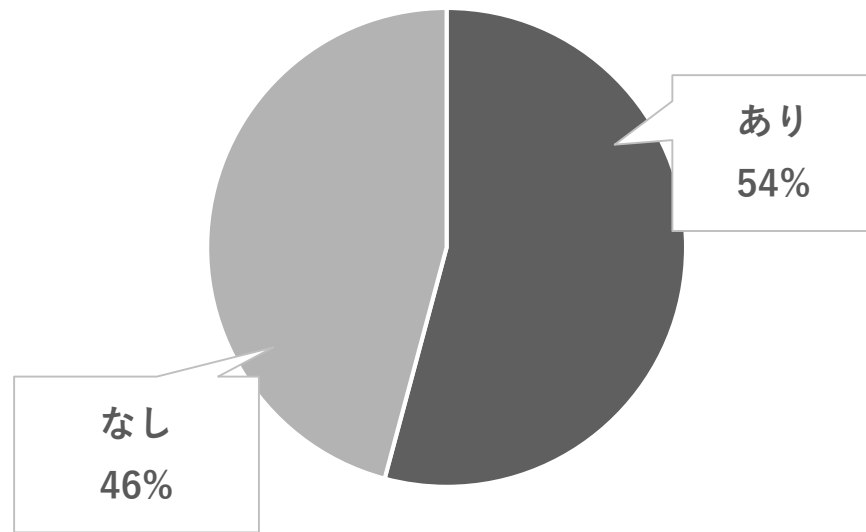
緊急受入れに至った理由(緊急受入れケースから分析)



2.継続的支援のコーディネートについて

支援継続しているケース 24ケース（11月末日時点）

拠点における受入歴の有無



緊急受入れを介していないケースの導入

- ・ 支援者からの協働支援依頼
- ・ 支援者からの情報提供依頼に際して支援介入提案

主な連携先

- 区障害高齢課
- 区保護課
- 相談支援事業所（委託・指定特定）
- 発達相談支援センター（北部・南部）
- 基幹相談支援センター
- 自閉症児者相談センター
- 障害福祉サービス事業所（入所先・通所先）
- 医療機関

等

2. 継続的支援のコーディネートについて

支援ケースの例

- 触法行為やGHでの度重なる問題行動から、安定的な住まいを確保できない精神障害の男性
- 家族が要介護状態となり、外部からの支援を受けられぬまま放置されていた身体・知的・精神障害の女性
- 今後刑期を終え、地域生活への移行を目指している触法行為を繰り返す自閉症の男性
- 本人の暴力により家族が避難したことで単身生活となり、一時保護された発達障害の男児
- 母の病気、加齢に伴うケア能力の低下により、自宅生活の維持・継続に困難が生じている知的障害の男性
- DVにより県外から避難してきて、単身で二児を養育する精神障害の女性
- 家族の過干渉により精神状態が安定せず安定的な居所が確保できない知的障害・精神障害の女性